

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 23 日から 41 年 3 月 10 日まで
オンライン記録によれば、私が A 事業所 (B 県に所在) に勤めていた申立期間の 75 か月分について、昭和 41 年 6 月 8 日に脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、私はその時には既に郷里の沖縄に戻っていたため脱退手当金を受け取れるはずは無く、また、受け取った憶えも無く、集団就職の同僚の一人も「脱退手当金を受け取った事実はない」としている。このため、私の申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日の約 3 か月後である昭和 41 年 6 月 8 日付けで脱退手当金が支給されていることとなっており、また、脱退手当金裁定請求書によれば、昭和 41 年 3 月 26 日付けの同請求書の受付印と同年 6 月 8 日付けの小切手交付済の印が同請求書に押されていることが確認できる。

しかし、i) 県公文書館が保管する乗船名簿によれば、申立人は昭和 41 年 3 月 6 日に A 事業所が所在する B 県を離れ、同月 8 日には既に沖縄に帰郷していることが確認でき、また、上記の脱退手当金が支給されたとする時期までに申立人が郷里の沖縄を離れ B 県に戻っている記録も無いこと、ii) 脱退手当金裁定請求書における請求者の住所は、申立人が当該事業所に在職していた当時の住所となっており、加えて、脱退手当金請求時において、申立人は既に沖縄に帰郷していることを踏まえると、申立人が退職時の住所で請求することは不自然である。

さらに、本土復帰前の沖縄においては、日本銀行の決済システムが無く、B 県の社会保険事務所 (当時) が申立期間に係る脱退手当金として沖縄に所在する金融機関に送る「隔地払い」による脱退手当金の支給事務を行うことは困難であったものと考えられる。

なお、申立人は「会社を退職する際、脱退手当金について会社の担当者から

の説明も受けていない」と述べており、また、当時の複数の同僚も「退職時に会社からの脱退手当金についての説明を受けたことは無い」と証言していることから、申立人が申立期間に係る脱退手当金の請求の意思を有していたとは考え難い。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 15 日から 40 年 5 月 1 日まで
オンライン記録によれば、私が A 事業所 (B 県に所在) に勤めていた申立期間の 62 か月分について、昭和 40 年 8 月 31 日に脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、私はその時には既に郷里の沖縄に戻っていたため脱退手当金を受け取れるはずは無く、また、受け取った憶えも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によれば、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日である昭和 40 年 5 月 1 日から約 4 か月後の 40 年 8 月 31 日に申立期間 62 か月分の脱退手当金が支給されていることが確認できる。

しかし、県公文書館が保管する乗船名簿によれば、i) 申立人は、昭和 40 年 5 月 3 日に A 事業所が所在する B 県を離れ、同月 6 日に郷里の沖縄に戻っていること、ii) その後、申立期間に係る当該脱退手当金が支給されたとされる時期までに申立人が郷里の沖縄を離れ B 県に戻っている記録も無い。

また、当時、本土復帰前の沖縄においては、B 県の社会保険事務所 (当時) が申立期間に係る脱退手当金として沖縄に所在する金融機関に送る「隔地払い」による脱退手当金の支給事務を行うことは困難であったものと考えられる。これらのことを勘案すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人は「会社を退職する際、脱退手当金についての説明も受けていない」と述べており、当時の複数の同僚も「退職時に会社からの脱退手当金についての説明を受けたことは無い」と証言していることから、申立人が当時、申立期間に係る脱退手当金の請求の意思を有していたとは考え難い。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

沖縄厚生年金 事案 244

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年9月6日付けで、A事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を47年9月6日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和47年9月から48年7月までを4万5,000円、48年8月から49年9月までを6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月6日から49年10月1日まで

私は、昭和47年9月6日から52年4月6日までA事業所に勤務していたが、社会保険庁(当時)からの通知によると49年10月1日以降の厚生年金保険の加入記録しか無いので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和49年10月1日となっている。

しかし、社会保険事務所(当時)が保管している厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険の番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和47年9月6日であることが確認できる。

また、申立人が保管する申立人の厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得年月日も昭和47年9月6日となっている。

さらに、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録によれば、申立人が申立期間において勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年9月6日にA事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、A事業所における元同僚等の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和47年9月から48年7月までを4万5,000円、48年8月から49年9月までを6万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年12月まで

私は、社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の年金記録回答票を提出したところ、「昭和50年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料をさかのぼって53年5月に一括納付しているが、この期間の保険料は、53年5月の時点では既に時効成立により、納付できないので、申立期間の保険料は還付した」との社会保険事務所（当時）の回答であった。

しかし、私は還付手続をした記憶も還付を受けた記憶も無いので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）が保管する国民年金被保険者台帳によれば、申立人の申立期間の国民年金保険料は、時効成立後の昭和53年5月8日に納付されていることが確認できる。

また、社会保険事務所（当時）が保管している申立人の国民年金被保険者台帳によれば、時効成立後の昭和53年5月8日に納付された申立期間の国民年金保険料については、同期間の保険料が納付された翌月の53年6月に還付処理されていることが確認でき、還付期間、還付金額、還付決定日及び還付理由に不合理な点は見当たらない。

さらに、上記の還付処理が行われた昭和53年6月当時、申立人の住所に変更はなく同住所に居住しており、申立人に還付通知が届かなかったことをうかがわせる特段の事情も認められない。

加えて、申立期間の国民年金保険料が、還付されていないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの期間及び62年4月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から62年3月まで
② 昭和62年4月から63年6月まで

私は、学生のころから年金制度に高い関心を持っていたので、大学を卒業後、A病院で研修医として働き始めた昭和62年4月に国民年金の加入手続を行い、その時に納付が可能であった60年4月から63年6月までの国民年金保険料を社会保険事務所（当時）又は金融機関の窓口で納付した。

その後、昭和63年7月から平成3年4月に共済年金に加入するまでの約3年間においても継続して国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は学生であったことから国民年金の任意加入期間のため、申立人の国民年金手帳記号番号がB村で払い出された平成元年10月の時点では、さかのぼって被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することができなかった期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

次に、申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人は、同申立期間直後の昭和63年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料を2年10月に一括して過年度納付していることが確認でき、申立人は「保険料の未納分については、納付が可能な限り、まとめて支払った」と述べていることから、一括納付を行った2年10月の時点では、時効成立前の納付可能な63年7月以降の保険料を納付したものと推認できる。

なお、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す確

定申告書、家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。